

第 1 8 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 1 年 1 月 1 6 日 開 会

平成 3 1 年 1 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成31年1月16日（水）午後3時30分 米沢市農業委員会第18回定例総会をJA山形おきたま米沢支店大会議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番	伊藤精司	委員	8 番	佐久間英之	委員	1 5 番	大橋久芳	委員
2 番	小関善隆	委員	9 番	上村貞義	委員	1 6 番	山王堂民榮	委員
3 番	江口益美	委員	1 0 番	古畑功一	委員	1 7 番	大野澤進	委員
4 番	遠藤伊一	委員	1 1 番	高橋秀治	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
5 番	樋渡由美	委員	1 2 番	菅野英一郎	委員	1 9 番	田代昇一	委員
6 番	二宮啓一	委員	1 3 番	我彦正福	委員			
7 番	高橋信夫	委員	1 4 番	高橋祐弘	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（1名）

5 番 樋渡由美 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（5名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	相 田 悦 志
主 任	渡 部 史 紀
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第4号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第5号 | 適格証明願いについて |
| 議第6号 | 農作業標準賃金等の策定について |
| 議第7号 | 農地賃借料情報について |
| 議第8号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

平成30年業務報告について

平成31年基本目標（案）について

開 会 午後3時30分

目崎補佐 ご苦労さまです。

ただいまより第18回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、18番 鈴木晃子委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 では、ご挨拶を申し上げます。

ブロック等委員会等でお会いした方もおられますが、ことしになってから初めての方もおられますので、改めまして、明けましておめでとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

昨年の末には天候のほうも若干荒れ模様というようなことでありましたが、年を明けてからは穏やかな天候にも恵まれまして、皆様ゆっくりできたお正月ではなかったかなとお察し申し上げます。

きのうが15日ということで成人式という流れであります。昔ですと15日に斎灯焼き、どんどん焼きをしておったわけですが、最近は日曜日だったり土曜日だったりいろいろ日にちが変わってきております。これも世の中も変わっていくんだかなというようなことで。しかし、その斎灯焼きでも六郷のほうでやっております雪中田植えも全て農業、稲作文化からつながっているわけでございますので、こういった行事は伝えていってほしいものだなと思っております。

きょうは、議案がたくさんございますが、皆さんご存じのように認定農業者会等の意見交換会もございますので、速やかに総会ができますようにご協力のほどよろしくお願ひしますとともに、ことし1年よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

目崎補佐 ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、伊藤会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 恒例でありますので、私のほうで議事を進行させていただきますが、議事に入る前に局長さんのほうからよろしくお願ひします。

央戸局長 それでは、皆様のほうにご報告をさせていただきます。

渡部史紀主任、このたび主任に昇格なされましたが、昨日から公務のほうに

復帰となりましたので、ご報告をさせていただきます。現在は、まだ1名減という状態ではありますが、皆様にご迷惑をなるべくおかけしないように事務のほうを行ってまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方のさらなるご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長
宍戸局長

相田主査は初めての方もいらっしゃる。紹介をお願いします。

それでは、済みません。4月1日付で税務課から農地主査として相田悦志主査をお迎えいたしました。よろしくお願ひしたいと思います。相田主査は10年ほど前になりますが、農業委員会の当時農地係のほうに在籍をされておまして、農地のほうの業務はかなり精通していらっしゃるということで、もう1月4日からフルスロットルでもう業務をこなしていただいているという状況であります。今後とも係員ともどもよろしくお願ひしたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

議 長
相田主査

では、相田主査から一言お願ひします。

お世話さまでございます。このたび1月4日付の人事異動で総務部の税務課の土地係のほうより農業委員会事務局の農地主査ということで拝命いたしました相田悦志と申します。先ほど、宍戸局長のほうからご紹介いただきましたが、ちょうど約10年前になりますが、7年間ほど農業委員会のほうで主に基盤強化促進法の農地利用集積のほうを担当させていただきました。ただ、10年間のブランクがございますので、皆様のお役に立てるのかどうかまだまだ心配な点もございますので、どうぞご指導のほうよろしくお願ひいたします。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長

では、議事のほうに入りますが、米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんが、樋渡委員についてはおくれるというようなことでありますので、よろしくお願ひします。よって、本日開催の米沢市農業委員会第18回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、3番 江口益美委員、4番 遠藤伊一委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐
議 長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

議案の訂正を1点お願ひいたします。

14ページ、議第7号 農地賃借料情報について、表の下のところに備考の欄がございますが、備考の4番目「土地改良区の賦課金については」の次、「経常経費は耕作者の負担が基本ですが」という部分を削除をお願ひいたします。

よろしく願いいたします。

議 長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号43号から46号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田2筆 274.00㎡、畑2筆 200.00㎡、合計4筆 474.00㎡です。

受理番号43号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和52年ごろです。申請理由は、昭和52年ごろから庭として利用してきており、現在も庭として利用しているためです。

受理番号44号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろから通路として利用しており、現在も通路として利用しているためです。

受理番号45号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和46年7月ごろです。申請理由は、昭和46年7月ごろより敷地の一部として利用しており、現在も敷地の一部として利用しているためです。

受理番号46号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和46年4月15日付です。申請理由は、昭和46年4月15日付農地法第5条の許可を受けているため、非農地となっているためです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

目崎補佐

(挙手)

議 長
目崎補佐

目崎補佐。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

報第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告をいたします。

米沢市農業委員会総会における農地転用許可条件でございます。昨年 1 月 15 日に行われました第 16 回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第 5 条第 1 項の案件のうち、43 号の案件でございますが、これについては開発行為にかかわるものでございますので、開発行為の許可日と同日許可をございまして、都市整備課で開発行為の許可を行った平成 30 年 12 月 17 日に許可をしたことを報告いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でありますので、以上で報第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、を議題といたします。受理番号 57 号から 72 号を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事
議 長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号 57 号から 72 号の計 16 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ 52 筆 116, 447.00㎡、合計も同様です。

受理番号 57 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 58 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 59 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 60 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 61 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 62 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号69号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号70号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号71号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号72号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号57号から72号について、議案書のとおり確認するこ
とに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号57号から72号について、議案書のとおりであ
ることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題と
いたします。

1 3 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 13番。

1 3 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(我彦正福委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号100号を上程いたします。議案の内容について、

事務局の説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号100号の計1件です。申請人、貸人 ○○○○さん、借人 △△△△さんであります。土地の表示と地積は記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は田のみ2筆 7, 786.00㎡、合計も同様です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

14番。

1 4 番

14番 高橋です。

受理番号100号について、調査結果を報告したいと思います。

賃貸借の申請でございます。先日1月11日、○○○○さんとお会いしてお話をお聞きしました。借人の△△さんからの要望ということで、10年間の契約が切れての再設定ということで、間違いなく耕作しているということで問題ないと思われます。よろしくお願いたします。

議 長

それでは、受理番号100号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号100号について、議案書のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号100号について、議案書のとおり許可することにいたしました。

我彦委員、戻ってください。

(我彦正福委員 入室)

議 長

それでは、先の受理番号100号を除く101号から124号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号100号を除く101号から124号までの計24件です。申請人

及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田46筆 90,012.65㎡、畑18筆 3,176.00㎡、合計64筆 93,188.65㎡です。

受理番号101号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号102号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号103号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号104号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号105号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号106号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号107号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号108号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号109号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号110号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号111号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号112号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号113号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号114号 渡人 ○○○○ 外3名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号115号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号116号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号117号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号118号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号119号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号120号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号121号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号122号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号123号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号124号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
8 番
議 長
8 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

受理番号101号についてご説明申し上げます。

1月10日、貸人であります○○○○さんのお宅に伺いまして、お話を伺っております。○○○○さん、高齢のためというようなことで、同じ○○さんでありますけれども、△△さんのほうにお願いをしたというような内容でございまして、家も近いというようなことで、何ら問題はないと思われれます。よろしくお願いたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

102号。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

102号。○○さんがほかの人に貸していたところなんですが、その△△さんが作れなくなったということで、○○○○さんに新しく貸し出しということ

になりました。

あと105番、106番、107番。これは、〇〇さんの田んぼに△△△△さん、〇〇〇〇さんの田んぼを一枚にしてしまっ、誰も作られなくなってしまったもので、△△△△さんに無理を言って作ってもらうということになりました。

次のページ、112。〇〇〇〇さんと△△△△さん、これは上新田の河原の土地改良をしたところで作り分けになっているところですが、今回△△△△さんにお貸しするということになりました。

もう一つは118番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。△△さんに聞いたところ、〇〇〇〇さんがもう施設に入っておりますので、それを借りるということで、こういうことになりましたので、問題ないと思います。よろしく願います。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

103号。
(高橋祐弘委員 挙手)

14番。
14番 高橋です。

受理番号103号と110号のほう、報告させていただきます。

103号のほうは、先月の総会にも上がりました〇〇〇〇さんということで、相続なされた方です。そして、お父さんというか、相続なされた方が東京にお住まいだということで、今回、△△△△さんが、前は賃貸借でこの農地を作らせていただいておりますが、今回相続なされた方が処分したいということで、売買ということで申請がございました。

場所が、〇〇〇〇の隣接する田んぼでございます。△△さんも地元で一生懸命農地を拡大してやっておりますので、問題はないと思われま。

110号のほうも売買の申請でございます。この渡人の方も、〇〇〇〇さんということで〇〇〇〇にお住まいでございます。今までは、△△△△さんをお願いしてマメなどを作っておられました、今回、〇〇さんも体がちょっと調子がよくないということで、その農地を処分したいということで相談なされた△△△△さん、受人ということで売買ということで△△さんも農家をやっているということで、問題ないと思われまのでよろしく願いたいと思われま。

以上です。

議 長
9 番
議 長
9 番

104号。
(上村貞義委員 挙手)

9番 上村委員。
9番 上村です。

104号についてご説明します。

〇〇〇〇さん、△△さんは親子でありまして、南陽にお住まいです。〇〇さん、経営移譲年金を受給するための使用貸借ということでの申請であります。電話で話を伺ったんですが、△△さんは〇〇〇〇のほうで水田、あとは果樹園、大規模に経営しておりまして、農地の一部が〇〇〇〇になったということでもあります。場所なんですけど、〇〇〇〇場と〇〇〇〇の間っこ辺りの田んぼといいですか、その辺になります。別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

108号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番。

4番 遠藤です。

私のほうから108号、115号、116号、117号、120号、121号、122号、123号について諮ります。

108号でありますけれども、〇〇〇〇さんが△△△△さんの田んぼを作るということで、以前、この△△△△さんの田んぼは違う人が作っていたわけですが、借りている人が作れないということで、新たに〇〇〇〇さんが借りるという案件であり、〇〇さんも近隣につくっておりますので、借りるといふことの案件で問題はないと思います。

115号と116号、117号、120号、121号までは〇〇〇〇さんの案件で、全て売買の案件であります。

戻りまして115号ですけれども、〇〇〇〇さんが△△△△さんの畑を売買という案件であり、それにデントコーンの栽培をしておりますので問題はないと思います。

次に、116号でありますけれども、これも〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を売買するというところで、現在もデントコーンをつくっておりますので、その場所には我々農業委員会が研修をした団地化をしている〇〇〇〇という場所の一部に入っておるところでありますので、問題はないと思います。

117号、これも〇〇〇〇さんで、△△△△さんの土地を売買するという案件でありまして、これも〇〇〇〇のところで、現在もデントコーンを耕作しておりますが、これを買うという案件であり問題はないと思います。

120号です。これも〇〇〇〇さんで、△△△△さんの土地を買うという案件でありまして、これも近所に〇〇〇〇さんが耕作しておりますので、△△さんも農業をやっておりますので、土地を売買したいということの案件で、買ってもらいたいということで問題はないと思います。

121号です。これも〇〇〇〇さんで、△△△△さんの田を買うということで、これも〇〇〇〇の場所でもありますけれども、〇〇〇〇がありまして、その

川向いの小高い、ちょっと山があるわけですが、そこは打越というところですが、それを買いたいというような案件で、これも問題はないと思います。

122号。受人が〇〇〇〇さん、あと渡人が△△△△さんほか1名となっております、場所については〇〇〇〇さんの畜舎の北側に当たる場所でありまして、これを〇〇〇〇さんが買うというような案件で、〇〇さんもわきを作っておりますので、問題はないと思います。

123号。〇〇〇〇さんのやつを△△△△さんが買うというような案件であり、これも同じ場所であります。これも近所に△△さんが耕作をしておりますので、問題はないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長
10番
議 長
10番

109号。

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

109号につきましてご報告いたします。

1月10日、〇〇〇〇さんに電話をしまして確認したものです。持ち主が△△△△さんという方で、住所は〇〇〇〇なんですけれども、〇〇〇〇の方です。ただ、〇〇〇〇に移ったときに〇〇〇〇さんのほうに自宅を売っていったということで、その脇が今回の土地で、そのときには今回の土地を借りて畑を作っていたらしいですけれども、△△さんの要望でこの土地を買っていただきたいという案件がありまして、家の隣ということで買ったということで何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長
16番
議 長
16番

111号。

(山王堂民榮委員 挙手)

16番。

16番 山王堂です。

受理番号111号について、調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇から引っ越すということで、農地は△△さんに買ってほしいという要望で、宅地のほうは不動産屋さんをお願いしたということです。また、〇〇さんの農地は△△さんの畑と隣接してまして、△△さんでないといけないということ。△△さんは農地を耕作することは確実です。また、耕作面積も30アール以上なので、下限面積も問題ありません。申請地を買うことで、ほかの隣接の農地の農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはなく、何ら問題はないと考え、許可相当と判断しました。委員の皆様のご審議、よろしく申し上げます。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

1 1 3号。
(大橋久芳委員 挙手)

1 5 番。

1 5 番 大橋です。

私から1 1 3、1 1 4号をご説明申し上げます。

1 1 3号は、〇〇〇〇の東側にあります。そこを1 1 日の日、〇〇〇〇さんに電話で確認をとりました。今まで別の方と賃貸借をしていたんですが、今回、その方がやめられるということで△△△△さんとこの賃貸借になったということで、特に問題ないということですのでよろしくお願ひします。

1 1 4号は、〇〇〇〇さんほか3名というようなことで、〇〇さんの両親が〇〇〇〇というか〇〇〇〇の中に住んでおりましたが、去年亡くなりまして、誰もいなくなってしまったというようなこともございまして、今回△△さんのほうに、〇〇〇〇というところがあるんですが、そこから北のほうに行った地点でございまして、畑5 2 m²ですがお譲りすると、△△さんのほうに買っただけというようなことです。これから先、また集積のほうでこれからはいろいろ考えているというようなことでしたので、今回はこの畑というようなことで売買ということですので、よろしくお願ひします。特に問題ないと思ひます。

議 長
2 番
議 長
2 番

1 1 9号。
(小関善隆委員 挙手)

2 番。

2 番 小関です。

1 1 9号についてご説明申し上げます。

〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子であります。一度解約のところを出てきましたけれども、〇〇〇〇を先ほど言ったように解約して、改めて残りの残地といひますか、そこを経営移譲年金のために賃貸借を起こすんだということで、何も問題ないと思ひます。

1 2 4号についてご説明申し上げます。

〇〇〇〇さん、渡人でありますけれども、〇〇さんは〇〇〇〇のほうに入居してひいて、その成年後見人としてその娘さんになっております。同居しておりますけれども、なっております。受人については、△△さんについては△△△△の社長なので、農業をしているのかなと思ひたんですけれども、ちゃんと行政書士の方に聞きますとトラクターも持っている、そして自分の農地も3 0 アールほど田んぼを持ってひいて、それから渡す人の〇〇さんの農地は、ちょうど△△△△の〇〇〇〇の西側にありますけれども、ちょうど道を挟んで近くだというようなことで、〇〇さんのほうからいろいろなやはり遊休化しているということで、△△さんのほうに頼んで買ってもらうと。そして、△△さんの

お子さんについては、農地を求めると自分の家を含めて60アールですけども、農地としてきちんと使用していくというようなことでありましたので、問題ないと思います。

議長 それでは、受理番号100号を除く101号から124号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号100号を除く101号から124号について、議案書のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号100号を除く101号から124号について、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

8番 (佐久間英之委員 挙手)

議長 8番。

8番 8番 佐久間です。

私の案件がございますので、退席してもよろしいでしょうか。

議長 はい。

(佐久間英之委員 退室)

議長 それでは、受理番号26号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議長 相田主査。

相田主査 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

ただいま上程の番号26号につきましては、相対による新規の賃借権の設定でございます。貸人 ○○○○氏、借人は○○○○でございます。土地等の詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては田のみ3筆 6, 924.00㎡、よって合計も同一でございます。

なお、本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考えられますので、以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

佐久間委員、入ってください。

(佐久間英之委員 入室)

1 1 番 (高橋秀治委員 挙手)

議 長 11番。

1 1 番 27号は、私に関係していますので退席をお願いします。

(高橋秀治委員 退室)

議 長 それでは、受理番号27号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議 長 相田主査。

相田主査 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

番号27号につきましては、相対による新規の賃借権の設定でございます。貸人 ○○○○氏、借人が法人の△△△△さんであります。土地等の詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては畑のみ4筆 1, 850. 00㎡、よって合計も同一でございます。

なお、本件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、以上ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

高橋秀治委員、入ってください。

(高橋秀治委員 入室)

1 0 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番。

1 0 番 30番の件は、私の件ですので、退席させていただきます。

(古畑功一委員 退室)

1 8 番 30番は私にも関係しますので、退席いたします。

議 長 はい、それでは18番も一緒に退席してください。

(鈴木晃子委員 退室)

議 長 それでは、受理番号30号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議 長 相田主査。

相田主査 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

番号30号につきましては、相対による賃借権の再設定でございます。貸人〇〇〇〇氏、借人は〇〇〇〇でございます。土地等の詳細につきましては、議案書のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。この筆数、地積につきましては田のみ4筆 8, 213.00㎡、よって合計も同一でございます。

なお、本件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号30号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(古畑功一委員 鈴木晃子委員 入室)

議 長 それでは、受理番号26号、27号、30号を除く1号から33号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議 長 相田主査。

相田主査 議第3号 農用地利用集積計画について。先に上程となりました受理番号26号、27号、30号を除く案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となりました3件を除きます受理番号1号から33号までの計30件でございます。内訳は、所有権移転売買が25件、賃借権設定が5件、うち3件が再設定となっております。この筆数、地積につきましては、田163筆、地積204, 991.61㎡、畑22筆、地積6, 820.00㎡、よって合計が185筆 211, 811.61㎡となります。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては

ては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件いずれについても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしているものと考えられますので、以上ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号26号、27号、30号を除く1号から33号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号26号、27号、30号を除く1号から33号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第4号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

8番 (佐久間英之委員 挙手)

議長 8番。

8番 8番 佐久間です。

私の案件がありますので、退席してもよろしいでしょうか。

議 長

はい。

(佐久間英之委員 退室)

議 長

それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査

(挙手)

議 長

相田主査。

相田主査

議第4号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

番号1号、先の農用地利用集積計画による交替でございます。取得者 ○○
○○、喪失者 ○○○○でございます。土地等の詳細等につきましては記載のとおりでございますので、ご確認お願いいたします。この筆数、地積につきましては、田のみ3筆、地積6,924.00㎡となっております。合計も同一でございますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

佐久間委員、入ってください。

(佐久間英之委員 入室)

議 長

それでは、受理番号1号を除く受理番号2号から8号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査

(挙手)

議 長

相田主査。

相田主査

議第4号 土地改良事業参加資格交替の承認について。先に上程の番号1号を除きます2号から8号について、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

番号1号を除きます2号から8号の7件は、いずれも先の農地法第3条並びに農用地利用集積計画による交替でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ筆数31筆、地積70,646.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号8号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号を除く受理番号2号から8号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号を除く受理番号2号から8号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第5号 適格証明願いについて、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

目崎補佐
議 長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

12ページをお開きいただきたいと思います。

議第5号 適格証明願いについて、農地の公売人として適格者であることの証明願いがあったので、その可否を求めます。

受理番号1号、申請人は○○○○○○○、○○○○氏でございます。経営状況

といたしまして、田3,618.00㎡、畑3,051.00㎡でございます。公売に附される土地の表示でございますが、〇〇〇〇〇〇を含む2筆でございます。地目については田、所有者は△△△△氏でございます。申請理由といたしましては、公売人の資格を得るためということでございます。

附帯決議といたしまして、本適格証明書をもって落札をなし、農地法第3条の規定による許可申請があったときは直ちに許可するとなっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番、お願いします。

1 6 番 16番 山王堂です。

〇〇〇〇さんが公売ということで、建設会社を運営されていますが、兼業で農業もされていますので、農地を取得することは適格で問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議第6号 農作業標準賃金等の策定について、を議題といたします。

それでは、この件に関しては、既に各ブロック協議会で検討しておりますので、その結果を第1ブロックから順に報告していただきたいと思います。その後、協議会に切りかえて協議したいと思いますので、よろしくお願いたします。

(協議会)

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 第1ブロック、14番 高橋委員。

1 4 番 14番 高橋です。

先日の1月11日の第1ブロックの協議会で検討した結果、結論的には前年と同じでよいということで、農業委員、推進委員、満場一致でこの意見でした。

まず、毎年こういった、29年度に1回変えた時点で2年経過したということで、毎年そんなにいじる必要がないということと、近隣の農家の方々からも、この賃金に関していろいろ問い合わせ等がなかったということが理由でございます。以上でございます。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 第2ブロック、7番。

7 番 7番 高橋です。

第2ブロックで検討した結果、特段変更する要因は見当たらないのではないかと、昨年と同じ金額でいいということで決定いたしました。

1 5 番
議 長

(大橋久芳委員 挙手)

第3ブロック、15番。

1 5 番

15番 大橋です。

第3ブロックで話なされました結果をご説明申し上げます。

結論としては、30年と同じ賃金でいいのではないかとということになりました。ただし、追加として、米の色選の利用料を追加していただきたいということで、60キロ当たり500円という単価を載せていただきたいということでございます。よろしくお願ひします。(「60キロ何ぼ」の声あり) 済みません、500円です。

議 長

それでは、ここから協議会に切りかえて、農作業標準賃金等の策定についてを協議したいと思いますが、よろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

それでは、これより協議会に切りかえます。

第1ブロック、第2ブロック、第3ブロックとも賃金等については、問題ないということではありますが、色選、選別について60キロ当たり500円というようなことを追加してあげてはどうかというような第3ブロックからの要望ではありますが、皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひます。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

14番。

1 4 番

14番 高橋です。

この色選の利用料ということで、60キロ当たり500円という値段のほうは、どういったところから算出したんですか。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

15番。

1 5 番

農協さんのほうにお願いすると、たしか単価が500円というようなことを基準に考えました。

議 長

よろしいですか、14番。

1 4 番

はい、わかりました。

議 長

そのほかございませんか。では、皆さん、単価についてはよろしいですか。(「はい」の声あり)

では、これを追加してここに加えるということについて、皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひます。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

11番。

- 1 1 番 この案件は、私が出させてもらったんですが、塩井のほうでもカメムシのほう
がひどくて、結構色選を持っている農家の人が結構多くなってきていて、
私の〇〇〇〇のほうでも、去年、おとしから色選を入れさせてもらって、こ
とし2件ほど農家の方から農協に出荷する前にもう明らかにカメムシで引っ
かかるということでそういう依頼がありまして、これからふえてくるんでない
かなと思って、こういうことを出させていただいたのでよろしくをお願いします。
- 議 長 第3ブロックからの提出というようなことで、今高橋委員からその説明があ
ったわけですが、皆さんのほうからほかにございませんか。
- 7 番 (高橋信夫委員 挙手)
- 議 長 7番。
- 7 番 7番です。
これは税込みなんですか、金額。
- 1 1 番 値段のほうは、その農家の人も私も困って、農協が500円だったので今回
500円ということにさせてもらったんですが、その値段に関しては、きょう
ここで逆に決めてもらってもいいかなと思っているんです。その500円とい
うのは、この前の経済支店長の〇〇〇〇さんのほうから、農協では500円と
いうこととして、提案させていただきました。（「税込みで」の声あり）税抜
きだそうです。
- 議 長 税抜きの500円ということでありまして、ここは税抜きで500円で目
崎補佐、これは加えるということは、こういう表を作るにおいて事務局では大
丈夫ですか。
- 目崎補佐 加える場所については、もみすりの下あたりでよろしいんでしょうか。（「ん
だな」の声あり）場所さえ決めていただければ、そこに書きます。
- 議 長 もみすりの後か。
- 1 7 番 (大野澤進委員 挙手)
- 議 長 17番。
- 1 7 番 今、色選利用料ですか、1回500円ということなんですけれども、カメム
シの多い米の場合、1回で抜けるのかどうなのかなと。2回した場合、倍の精
度なのか、そこら辺もちょっとあるのかなと。ちょっと聞いたところによると、
1回でもなかなか抜けないんだというのを聞きましたので、カメムシの多い少
ないはあると思うんですけれども、2回になった場合は倍になるのかというこ
ともどうなのかなというの。
- 議 長 では、大面積作っていらっしゃる13番、我彦さん当たり、考えをお聞きし
たいと思います。
- 1 3 番 13番 我彦です。
今、大野澤委員のほうからあったんですけれども、今の機械は、本当に大分

性能がよくなって、ついていてもその数量を上げるというか、被害が多いという
ことをインプットすると、それなりに取ってくれるので大丈夫です。

議 長

その値段については。

1 3 番

1回で終わるので。2回かける必要もないので。

議 長

ちなみにその1俵60キロ、大体どのくらい、時間的にかかるんですか。

1 3 番

普通にもみすりの状態のような感じでタンクに上げてやれば、1時間当たり
20俵というのも可能ですので。で、袋を今度機械にあければ、本当にまるき
り手作業になるので、その半分くらいになります。入れる方が忙しくなるから。

議 長

それじゃあ、1人ではできないんじゃないか。誰か手伝ってもらって、そっ
ちでできたものも取らなきゃないし。

1 3 番

例えば1作、500俵とかそんな感覚だったらば、もう完璧にそれはちょっと
一遍タンクに上げてみすりできるような状況にやっってからみすりする
ということで、例えば20俵とか30俵ならば手作業で入れるというような二
通りのやり方があると思います。

議 長

はい、16番。

1 6 番

私も請け負ってしたときがあるんですけども、かなりの量をして、業者さん
から来てもらわないとこれはできなかつた。もみすりだと、1人でできるが、
袋を開けて機械に入れなきゃいけないわけで、そうすると下手に入れると袋は
破れるし、それを今度はまるって、車につけてというと、まあ、車でなくても
1人では無理です。そして、もみすりと同じくらいの値段でもちょっと安いな
と思って、私はあれから引き受けませんでした。機械も高価だし。

議 長

J Aさんで500円で行うのですか。

1 6 番

機械の償却考えないから。色選機は何時間と光の寿命があるが。

議 長

ではどうですか、500円でいいですか。もっと高くしたほうがいいか。
（「異議なし」「目安だからいいんでないか」の声あり）それじゃあ、最初から
よ、もみの段階でこれは色選かけなければという場合は、そのときもやはり5
00円だべな。（「もみではわかんない」の声あり）それはプラスするの、もみ
すりにプラスだべ。（「いや、もみすりはそいつは入ってないもん、色選は」の
声あり）だから、最初ね、例えば3反とかやってみて、例えば3反とか5反作
ってみて、農協に出荷したら返された。今度は色選料を払わなくなった場合…
…

1 6 番

それだったら請け負うってな。

議 長

プラス500円からということ……はい、19番。

1 9 番

19番 田代です。

質問なんですけど、もみすりはこれは普通にもみを抜いただけの玄米製造の例
えば試算の1、140円でいいんですか。（「842円だ」の声あり）特にも

みすり。じゃあ、私事で申しわけないんですが、この1,140円と言ってもみすりを引き受けておられる方、プラス私の場合は、もみすりと一緒に色選でもらってるんですよ。だから、今山王堂委員が今おっしゃった、色選1回通ってきてるから、俺1,140円では安いんだろうなと思いました。そういう意味でいくと、色選のもみすり料金何ぼ、色選をかけてるもみすり料金何ぼ、そしてよかれと思ったっきゃ、別途色選を頼むと、今のそれでは500円ですが、そうすると3つの流れ、単純にもみすり色選、もみすり、色選を通過するもみすり、改めて色選のみと、そうすると俺今まで安かったんだな。

議 長 その辺もいろいろとあると思うけれども、500円と決めれば色選かけなければいけないものについては500円もらってもいいんでないかな。

1 6 番 田代さんみたいにラインさ入っているところは、抜かんねえから皆ば。
議 長 機械の寿命もあるんだべ。

1 6 番 ある。あるけれども、LEDだからかなりもつだろうけれども。そしてこいつスイッチ入れるまで30分はかかるの、あつたまるまで。そしてからスイッチ入れなきゃないから、その時間もあるわけ。コンプレッサー一回して、準備して。そういう準備がかなりかかるんだや。

議 長 JAさんでもうそういうふうにしてくださいということでありますので、もしそういうことがあったらJAさんにお頼みすると。できない人はできる人をお願いするというので。500円ということで、もみすりの後に入れてもらうというようなことでよろしいですか。

全 委 員 はい。「税抜き、込み」の声あり

議 長 税抜き500円、税込みだと540円か。じゃあ、税抜き500円、税込み540円ということで入れてください。

(総会)

議 長 それでは、総会に戻し、再開いたします。

ただいま協議決定いたしました単価について、事務局より報告をお願いします。

1 7 番 ちょっと今、思ったことがあるので。

議 長 はい。17番。

1 7 番 税込み価格で出ているわけなんですけれども、消費税が来年から、発表しますよね。来年でない、ことしか。これ、この8%の値段で出したんではちょっと……

議 長 すぐ9月にすれば8%だし、10月になれば10%になるしね。まず、景気動向もあると思いますので、国会を通る通らないもあると思いますので、このままでいこうかと、8%でね。よろしいですか、それでね。「はい」「上がったら上がったで考えてもらうということだな」の声あり

では、事務局、単価の報告ですが、昨年同様というようなことでありますから、報告も色選だけプラスというようなことで。

目崎補佐
議長

はい、お願いします。

はい。それでは、議第6号については、農作業標準賃金等の策定について、事務局報告のとおり決定したいと思います。もみすりの下に色彩選別というようなことで60キロ当たり税抜き500円、税込み540円を入れていただいて、決定してもよろしいですか。

全委員
議長

異議なし。

異議がないので、農作業標準賃金等の策定について、はそのように決定させていただきます。

次に、議第7号 農地賃借料情報について、を議題といたします。

この件に関しても、議第6号と同様に、第1ブロックから順に報告をしていただきたいと思います。

(協議会)

14番
議長

(高橋祐弘委員 挙手)

それでは、第1ブロック、14番。

14番

高橋です。

農地の賃借料情報についてということで、これも同じくブロック協議会の上に満場一致ということで、前年と同じというか、こうなっているとおりでいいということで、あくまでも情報ですので、これはこれでいいのではないかとということで話し合いになりました。以上です。

7番
議長

(高橋信夫委員 挙手)

第2ブロック、7番。

7番

7番 高橋です。

第2ブロックで検討した結果、これは実勢賃借料の集計資料でありますので、事実の数字をのせてあるものですから、このままでいいということで決まりました。

15番
議長

(大橋久芳委員 挙手)

第3ブロック、15番。

15番

大橋です。

4番のほう、訂正になりましたので、第1、第2と同様、これで問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

第1、第2、第3ブロックとも情報については問題ないということでございますので、協議会に切りかえないで承認を得たいと思います。

ただいま3ブロックから報告を出していただいた内容について、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございませんか。

全委員 なし。
議長 それでは、議第7号 農地賃借料情報について、事務局報告のとおり決定してもよろしいですか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないので、農地賃借料情報について、はそのように決定いたしました。次に、議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 15ページをお開きいただきたいと思います。

議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更につきましては、農林課のほうから担当の齋藤主任がまいっておりますので、齋藤主任のほうからご説明を申し上げます。

議長 齋藤主任、お願いします。

農林課齋藤 農林課の齋藤裕太です。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。

私のほうから米沢農業振興地域整備計画の変更について、説明をさせていただきます。

今回の変更は、農用地区域からの除外による計画の変更1件となります。議案書上の資料のほうをごらんください。

変更予定地につきましては、〇〇〇〇〇〇、合計6筆、農用地区域から白地への除外となり、地目別の変更予定面積は、畑が499.00㎡、原野111.53㎡、雑種地38.15㎡で、総面積648.68㎡となります。除外目的については、介護事業所の設置、事業所の1階の延床面積は516.93㎡で、要望者は〇〇〇〇さんとなっております。

当該地は、都市計画区域内の指定区域となっており、保全地域における農業関連事業の投資状況はございません。以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 ただいまの案件、No.1の変更について、質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、案件番号No.1の変更について異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、案件番号No.1の変更について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、1の議題の審議は終了いたしました。

次に、その他に移ります。

平成30年業務報告について、と平成31年基本目標(案)について(案)

について、は2月18日の定期総会に上程する議案内容の確認となります。こちらにも共にブロック協議会で事前に検討していただいておりますので、各ブロックの代表の方から内容を報告していただきます。その後、協議会に切りかえ、ご意見をいただきながら調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、平成30年度の業務報告について、を議題といたします。第1ブロックから報告をお願いします。

(協議会)

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 高橋です。

業務報告について、ブロック研修会で朗読というか読んでもらいまして確認をとってきました。ある程度数字的にちょっと直さなければならぬところもあるということで、事務局のほうから報告がありましたが、差し当たって女性農業委員の……（「何ページですか」の声あり）活動報告で10ページ、樋渡委員のほうから30年12月26日に山形県、樋渡委員、何という名称だったか……

5 番 山形女性の農業委員会研修会。山形市内で行いました。

1 4 番 研修会ということで、抜けているということでご指摘があった程度でございました。以上です。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 第2ブロック、7番。

7 番 7番 高橋です。

第2ブロックで検討した結果、変更をお願いしたい点を申し上げます。

まず、1ページ、経過の概要ですが、3行目「全国での数量目標面積は前年を上回るものとなったが、異常気象による収穫数量の減少で、米価には大きな混乱を及ぼすことはなかったが」と、「が」が2つ続くとちょっとおかしいんじゃないかということで、最後の、後の「が」を削って消しまして点を入れます。そして、その続きを「ただし、国内の米の年間消費量」とつなげたほうがいいのではないかということが出ました。

もう一つ。あとその下にあります「下方修正」という文字がありますが、このままだと何か意味がちょっとよくわからないんじゃないかということで、「下方修正拡大」と変更をお願いしたいということです。

あと、その下に行きまして9行目「12月30日に発行」とありますけれども、この「発行」の字がおかしいのではないかということで、発行の「行」を効力が発生するという字の「効」、交通の交に力という漢字ですね、これに変

更。

あと、続いて「今月」とありますが、この「今月」を「2月」に変更をお願いしたいところです。

続きまして、9ページ、7番に委員研修及び大会とありますが、この中に昨年7月に行いました2泊3日で行った愛知県の視察研修が入っていないということで、これを入れてほしいということです。以上です。

1 5 番
議 長

(大橋久芳委員 挙手)

第3ブロック。

1 5 番

第3ブロックのほうでは、まず1ページの「平成30年度」ではなくて「30年」というようなことで、「度」は要らないというようなことと、あと下のほうの下から4行目、3行目、下からです。「22年」「23年」と書かっていますが、この年号を西暦で入れてもらえればというようなことの点だけでした。

議 長

それでは、協議会に切りかえて、皆さんの意見並びに質問を受けたいと思います。

(協議会)

最初に、では第1ブロックから出ました女性農業委員の研修会について、事務局、正式な名題というか、わかりますか。

目崎補佐
議 長

はい。農地法の勉強会ですね。（「はい、この間の」の声あり）はい。

では、それを入れてもらうということでもよろしいですか。（「はい」の声あり）

議 長

次に、第2ブロックから出ました1ページの経過概要についてですが、皆さん、覚えてたか。では、もう一回、ちょっと信夫委員、お願いします。

7 番

はい。では、直した文を読み上げますのでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

4行目「全国での数量目標面積は前年を上回るものとなったが、異常気象による収穫数量の減少で、米価には大きな混乱を及ぼすことはなかった。ただし、国内の米の年間消費量減少幅が拡大されると水田農業の先行きは不透明感がただよっている」。以上です。

議 長
7 番

ああ、ここで区切ってね。はい。

あとそのほかは、「発効力」の字を、漢字が間違っているということで変更。

あと、「今月」を「2月」に変更です。

議 長

この「が」を取って、下方修正ということも拡大されるということに直すということ……。 （「米価に減少幅が拡大される」の声あり）あと、発効の効が2つあるわけですが、「行く」ではなくて、効力の「効」に変えてくださいというのと、続いて、「今月」ではなくて「2月には欧州連合、EUとの経済連

携協定」の「今月」ではなくて「2月」に直してもらいたいということであり
ます。よろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

愛知県の研修。9ページの中の研修に入れて。では、7番、委員研修並びに
大会についての中に愛知県の大型研修を入れていただくというようなことで。
高橋委員、いいですか。

7 番

はい。

議 長

次に、第3ブロックであります、「平成30年度を振り返ると」、最初の
「30年度」ではなくて「30年を振り返ると」ということで「度」を抜いて
ほしいということではありますが、皆さんどうですか。いいですか。

あと、下のほうの大玉サクラランボ、12号の期待感が高まり、というところ
の22年、23年というのを2020年だか二十何年だかわからないけれども、
西暦に直してもらいたいというような。今度元号が変わるので。（「2022
年だべ」「統一してほしいという。こっちでは西暦で、平成30年つって」「何
だかわからなくなる」「だけど2月はまだ平成だ、平成でいいべした」の声あり）
今、いろいろな意見が出ておりますが、総会ときは平成だから平成でい
いんだなんていう人もおられますし、いろいろありますが、どうですか、皆さん。
（「西暦だべ、西暦でいい」の声あり）はい。西暦でいくべきだという声
もあります。第3ブロックのほうで確認していただいたとおり、西暦でお願い
します。

1 5 番

最初に平成30年で出てきたのもあるから、どっちかに統一したほうがいい
ということだとは思いますが。

議 長

2022年でいいんでない。はい。では、ここに22年、23年だとわかん
ないから、2022、2023でいくんだそうですので、いいですか、それで。
（「はい」の声あり）

そのほか、ありませんか。家に帰って復習したら、もっとあったという方が
おられたら。

それでは、今各ブロックから出していただいた意見については、私と職務代
理者、事務局に一任していただくというようなことで了承していただいてよろ
しいですか。

全 委 員

はい。

（総会）

議 長

それでは、総会に戻し、再開いたします。

平成30年業務報告について、ただ今の協議会での協議のとおり調整したも
のを定期総会に上程することに決定してもよろしいですか。

全 委 員

異議なし。

議 長 異議がないようですので、平成30年業務報告について、はそのように決定いたしました。

次に、2つ目の平成31年基本目標（案）について、を議題といたします。それでは、第1ブロックから報告をお願いします。

（協議会）

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 基本目標の案ということで、これもまた朗読をしながら確認をとりましたが、別段、委員、推進委員の方々からのご指摘等はございませんでしたので報告します。

議 長 次に第2ブロック。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 高橋です。

第2ブロックで協議した結果をご説明します。

まず、基本方針1ページ目ですが、先ほどと同じように4行目の括弧を訂正するという事です。あと、11行目、また平成28年から3行の文章がありますが、昨年の基本方針と同じ文章で、わざわざまた改めて入れる必要はないんじゃないかと出ましたが、これを除くと次、これら両委員はと主語がつながらなくなりますので、せめて「これを本市では平成29年7月20日から」という文章、これを改めて入れる必要がないということで、この文だけ、「これを受け、本市では平成29年7月20日から」、これを削除したほうがいいんじゃないかという話が出ました。

それから、次5ページ。5ページの(5)、2番に山形県女性の農業委員会の会というものが、これは「山形県農業委員会女性の会」でありますので、これに変更。あと、次(6)、1、2とありますが、この1、2の間、2番に新たに「農と食の元気っこ講座」を入れてほしいということです。以上、3点お願いします。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 第3ブロック。

1 5 番 特に変更するというようなことはございませんでしたが、意見として最後の5ページの(7)農業委員と推進委員の連携強化についてというようなことで、なかなか今までやってきて、特に第3ブロックは強く出るんでしょうが、なかなかうまくいっていないんじゃないかというようなことで、この考え方というか米沢でのやり方というか、そういったものももう少し考えていただきたいというような意見が出ました。特別、この文章的には変えるというようなことで

はございませんので、よろしくお願いします。

議 長 第1ブロックについては、今原案どおりというようなことで。第2ブロックについては、基本方針の括弧の1つと、あとこの年度が、どこさどういうふう
に直すと言ったんだっけ。

1 4 番 「これを受け、本市では平成29年7月20日から」という文字を削除。去年
だったらいいんですけれども、これはもう去年、おととしの話なので、別に入
れなくてもいいんじゃないかという。

議 長 削除でいいのね、はい。

あと、5ページの後ろのほうで、女性農業委員会活動について、この山形県
農業委員会女性の会という部分、名称を変えるというようなことと、2と3の、
2番に「農と食の元気っこ講座」を入れて、3番に各種関連農業体験開催協力
というようなことでもらいたということでもいいのか。（「はい」の声あり）
ということでありました。

あと、第3ブロックについては、議案書については問題ないが、農業委員と
推進委員との連携を深めるために、何か米沢らしい方策を考えてほしいとい
うような要望もあったということで、この議案書には関係ないということであ
りますが、そういった考えが出たということでもあります。

それでは、今第2ブロックから出た案について、皆さんのほうから意見、質
問等をいただきたいと思いますがいかがですか。

1 5 番 1ついいですか。会長。

議 長 はい。

1 5 番 このほうで各活動については、多分予算的なことも考慮して、この内容に
なっていると思うんだけど、新たに女性農業委員の方がおっしゃった方の
活動というのは、予算の配分というかそういった何か裏づけがあるんでしょ
うか。

議 長 裏づけがあるかということね。

1 5 番 はい。

議 長 局長、皆、女性農業委員が主体にしてやってもらっている農と食の元気っこ
講座、来年度の予算の裏づけはありますかというような質問ですが。

事務局長 新年度の予算につきましても今年度と同様にお認めいただいているとい
うふうなところがございますので、農と食の元気っこ講座の分も今年度同様の予
算ができる……正式決定は3月の議会というようなことになりますが、そのよ
うなことで流れています。

議 長 そのほかありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 いいですか。（「はい」の声あり）

議長 では、第2ブロックから出されました意見については、取り入れていただいて、仕上がりについては会長、職務代理人、事務局に一任する旨を任せていただいてよろしいでしょうか。

全委員 はい。

(総会)

議長 それでは、総会に戻し、再開いたします。

平成31年基本目標(案)については、ただいま協議会での協議のとおり調整したものを定期総会に上程することに決定してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、平成31年基本目標(案)について、はそのように決定いたしました。

以上で、本日予定された協議は全て終了いたしました。

これで、第18回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上で、提出議案については審議は終了いたしました。

次に、窪田防災センター建設にかかる米沢農業振興地域整備計画の変更について、農林課より説明をお願いします。

農林課齋藤 (挙手)

議長 齋藤主任。

農林課齋藤 改めまして、農林課の齋藤裕太です。先ほどご審議いたしました案件とは別に、計画の資料がございます。議案書とは別の資料で、計算書を1枚とカラーで位置図をお配りしておりますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

当該案件につきましては、平成30年12月7日付で土地収用法による事業認定の告示を受けていることから、この事業につきましては、皆様からのご審議を頂戴せずに計画の変更の手続を踏むことが可能ではございますが、当該地が国営米沢平野農業水利事業の受益地に該当することなどを考慮しまして、皆様に周知を図るという意味でご説明のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

それでは、説明のほうに移ります。変更予定地は、○○○○○○ 計7筆、農用地区域から宅地への除外となり、現況地目が田、変更総面積は1,898.77㎡となります。除外目的は、防災センター、またコミュニティーセンターの設置で、敷地面積は2,999.37㎡、変更要望者は米沢市となります。当該地は、都市計画区域内の無指定で、周辺地域についての農業関連の投資状況としましては、その他準用地区、団体への補助整備事業が昭和54年度に、国営米沢農業水利事業が平成27年度にそれぞれ完了しております。説明のほうは以上となります。

冒頭でもお話ししましたが、この案件は土地収用法の事業認定の告示を受けておりますので、基本的に認定を受けた事業計画の中で事業が進むこととなりますので、ご了承のほうをお願いします。以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、何か質問はありませんか。
2 番 　　(小関善隆委員 挙手)

議 長 　　2番。
2 番 　　小関ですけれども、図面、かなり昔の図面なもんだから、ちょっとみんな見てわかんないと思うのよ。これも赤い線でなっている、赤に染まっているところはこのたびのところですけども、現在その脇に黒い線でずうっとなっていて、家があったりして中の道路が今現在なくて、そして小学校のちょうど北の道路、それがまっすぐその黒い線のところまでできていて、そしてここはグラウンドとプールになっっていて、ここの農地はもうなくなっっていると。その赤い線の左側についてはグラウンドのプールができていて、農地がなくなっっている。この道路自体もその川沿いに行って、その学校の北のほうにまっすぐなっっているわけ。あと、その下ですけども、この三角みたいにあっている農地については、ここはもう農地ではなくて、もうアパートが建っっていて、ここはもう全部埋まっっているというような状況でありますので……これは何年前……十何年できけないな。いつまでも古い図面を使っって説明しているけれども、新しく変えて。

議 長 　　地元の委員の小関委員から昔の地図だということていろいろ説明があっただけですが、皆さんから何かこの件に関して質問はありませんか。

1 9 番 　　(田代昇一委員 挙手)

議 長 　　19番。

1 9 番 　　19番 田代です。

私も同じく〇〇〇〇なものですから、お伺いします。本件につきましては、前から市長懇談会等でもお話をいただいていた。その後、土地改良の組合長も教育委員会の方も来られて、きょうこの席上でお話しされると思いますからという説明をされているのを小耳にはさみました。次なんですけど、こうやって防災センターができることは非常にうれしいことですが、これがこの白地になったときに、ほかの土地は多目的ということで助成金をいただいている場所でもあります。農林課の齋藤侑樹さんがやっっておられるということで。そうすると、これは全部除外しなければいけない手続とか、俗にいう公的なことで発生する種々の手続については、担当される農林課の齋藤さんのほうでやられるかどうかだけお教えください。

議 長 　　齋藤主任。

農林課齋藤 ご質問いただいたのは、恐らく多面的の（「そうです」の声あり）地域に入っているということだと思えるんですけども、事前に担当の齋藤侑樹のほうには話しておりますので、担当のほうも状況を把握しているかと思えます。手続は別途必要になるかと思えますので、本日齋藤のほうからご連絡が行くと思えますので、もしその連絡が来ましたら手続のほうを進めていただきたいと思います。

19番 ありがとうございます。
議長 なければ、コミュニティーセンター建設にかかわる農振地域整備計画の変更についての説明については、よろしいですか。

全委員 はい。
議長 それでは、終わります。次に農政振興等に関する改善意見や施策について
の話題提供ということで発言をいただきたいと思えます。

8番 初めに、8番 佐久間英之委員、お願いします。
皆さん、ご存じのとおりだと思いますけれども、米の不作によります共済組合からの申し込みがあったところでありますけれども、あれにつきましては、なかなか専業農家の方々には使いにくい事業だったということで、大変残念に思ったところでありました。以上です。

議長 今のところは、その追加の日帰り申請についてのこと……（「はい、出して」
の声あり）ということで、なかなか実態的には難しいということの話だべし。
（「はい」の声あり）

9番 続いて、上村委員。
9番 上村です。
時間も押していますので、手短にお話しします。ことしも明けまして、もう
早いもので半月くらいたちました。干支はイノシシだということなので、イノ
シシに関することをちょっとお話しします。

10日くらい前だと思いますが、NHKのテレビだったと思うんですが、東北6県のイノシシの被害額と申しますか、そういったものがちょっと流れました。詳しい数字は覚えてはいないんですが、太平洋側の県と申しますか、福島、宮城、岩手あたりの被害額が大きくて、やはりどうしても雪がある山形、秋田あたりは低い額というか、そういうふうな傾向と申しますか順番だったと思えます。イノシシに限らずに有害鳥獣ってたくさんいます。小さいものから言えば来年の干支のネズミなんかもそうです。あとずうっと行きますとウサギ、あとは大暴れする猿、これは皆十二支なので、ろくなものいねえななんて思っていたところなんです、そのほかにも熊、干支、いっぱいいます。そういった有害鳥獣の駆除は主に猟友会の方が追い払うなり、駆除なりやってこられていると思うんですが、それに関して猟友会の皆さんもだんだん高齢化になってい

るというようなお話も聞きますし、猟銃の所持許可というんですか、その所持許可を持っている人も少なくなっているということで、これからどんどんそういったものはびこってくるといいますか、ふえてくると大変だななんて思っているところです。それで、米沢市のほうでも有害鳥獣に関しては、予算措置がなされていると思うので、ぜひ継続して続けてもらいたいものだなと思っていました。以上です。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議長 10番。

10番 10番 古畑です。

今、上村さんが有害鳥獣ということだったので、俺が言うかなと思ったんだけども、追加として言います。

私たち猟友会のほうで、今有害鳥獣として許可をもらっているのが猿が1年間に136頭です。イノシシが150頭になっております。30年11月1日から31年2月20日まで、環境庁のほうから50頭という、米沢市と川西町のほうで有害ということで、そういう許可をもらって、今現在米沢市で35頭、川西15頭を捕獲しました。12月に堀川町のヤマザワの駐車場でイノシシが女性の、おばあちゃんの車に当たって脳しんとうを起こして捕まえられたということが、今米沢であります。イノシシは危険ですので、皆さん鉄砲をとっていただければ幸いなんですけれども、とらなくても狩猟、免許ということでありとかわながありますので、おり、わなは簡単といえ、警察の関係は余りないので、猟友会の講習会を受ければとれるので、できればそうしていただければ幸いと思います。気をつけてください。以上です。

議長 3名の皆さんには大変、時間のないところでの発表ということで、話というようなことで申しわけありませんでしたが、質問とか何か、特に聞きたいということが皆さんのほうからありましたら。ではよろしいですか。（「はい」の声あり）

これで終わりますが、事務局から何か連絡事項等ございますか。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 2月14日の長井農業委員会交流会の参加のほうを確認したいと思います。現在秀治委員と菅野委員と、山王堂委員がご欠席ということですが、そのほか都合の悪い方いらっしゃいましたらお願いいたします。3名の方以外の方はご出席ということでよろしいですか。はい、以上です。

議長 では、これで総会の日程を終了いたしますが、この後、認定農業者会との懇談会がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後5時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年1月16日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

江口 益美

議事録署名委員

遠藤 伊一